

新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）
交付要領
（インフラ整備事業（国土交通省所管水道施設整備事業））

国水水第550号
令和7年4月1日

国土交通省水管理・国土保全局長

第1 通 則

新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号及び府地事第41号内閣府事務次官通知、6農振第2322号農林水産事務次官通知、20250121財経第1号経済産業事務次官通知、国総政第45号国土交通事務次官通知、環政総発第2501303号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第6 1 3）に定める新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下「交付金」という。）のインフラ整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。）、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱（インフラ整備事業（国土交通省所管水道施設整備事業））（令和7年4月1日付け国水水第549号。以下「要綱」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要領に定めるところによるものとする。

第2 交付申請

- 1 要綱第8の交付申請書の様式は、様式1-1のとおりとする。地方公共団体は、国土交通省地方整備局（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）（以下「地方支分部局等」という。）に、同交付申請書に必要な書類を添えて提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付金の交付が法令で定めるところに違反しないかどうか、当該申請書の目的、内容及び当該申請書に係る交付金の金額の算定が適正であるかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式2の交付金申請報告書を地方支分部局等の長に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、要綱第7の指導監督交付金を交付申請する場合、国土交通大臣（地方支分部局等の長）宛の交付申請を行い、様式1-4に必要な書

類を添えて地方支分部局等の長へ提出するものとする。

第3 変更交付申請

要綱第9の変更交付申請書の様式は、様式3-1及び審査の報告書は様式4のとおりとし、完了予定期日の変更を行う場合の添付する様式は、様式5のとおりとする。第2の規定は、変更交付申請書を提出する場合について準用する。

第4 申請の取下げ

要綱第10の申請取下書の様式は、様式6のとおりとする。第2の規定は、申請取下書を提出する場合について準用する。

第5 遂行状況報告

要綱第11の遂行状況報告書の様式は、様式7のとおりとする。第2の規定は、遂行状況報告書を提出する場合について準用する。

第6 実績報告、交付金の額の確定、財産処分

要綱第12に定める実績報告、交付金の額の確定、財産処分に関する事務については、適正化法、適正化法施行令、国土交付規則のほか、水管理・国土保全局所管国庫補助事業（災害復旧事業を除く。）の実績報告について（令和6年3月28日付け国水総第1451号）、水管理・国土保全局所管補助事業（災害復旧事業を除く。）における残存物件等の取扱いについて（令和6年3月29日付け国水総第1468号）、水管理・国土保全局所管補助事業等にかかる財産処分承認基準について（令和6年3月28日付け国水総第1452号）に定める水道事業と同等の取扱いによるものとする。第2の規定は、第6にかかる手続きで必要な文書を提出する場合について準用する。

第7 交付金交付決定前の着手

交付対象事業の着手は、原則として、交付金交付決定を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体は、交付金交付決定を受けるまでの期間内に生じるあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で、その理由を具体的に付して、様式8による交付決定前着手届を地方支分部局等の長に提出するものとする。第2の規定は、交付決定前着手届を提出する場合について準用する。

附 則

- 1 本要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式1－1

番 号
年 月 日

国土交通大臣（地方支分部局等の長） 殿

申 請 者

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（水道施設整備事業）交付申請書

令和〇〇年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（水道施設整備事業）に係る事業の交付金の交付を受けたいので、新しい地方経済・生活環境創生交付金（水道施設整備事業）交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

注） 別紙については、様式1－2, 1－3によること。

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業) 交付申請額表

事業主体名 〇〇

第2世代交付金実施計画 (単位:千円)

番号	新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る事業の名称			交 付 金 額	摘 要
	事 業 名		箇 所 名		
記載例 1	地方創生基盤整備事業推進費	新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)	〇〇市	100,000	
	合 計				

様式1－3

(別紙2)

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)事業(変更)箇所別表
(単位:千円)

第2世代交付金実施計画

		番号	
交付金事業の名称／目的及び内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費(C)	
箇所名		控除額(D)	
事業認可告示(計画承認)年月日		交付基本額 (E)=(C)-(D)	
事業施行期間			
計画認定年月日		交付金額(F)	
交付期間			
工事施行延長又は面積		参考(F／E)	
用地面積及び物件戸数等		事務費限度額(J)	
経 費 の 配 分		摘 要	
本工事費 附帯工事費 用地費及び補償費 機械器具費 営繕費 工事雑費		単年度交付額 (①×②－③)	円
		①交付限度額	円
		②年度末における 進捗率の見込み	%
		③前年度末までに 交付を受けた額	円
工事費計(A)		他事業からの受入	
調査費(B)		事業名	
事業費 (C)=(A)+(B)		受入額	円

注) 1 施設ごとに作成し、該当しない項目については一書きとする。
2 経費の配分の欄は、必要に応じて項目の変更ができる。
3 変更の場合の記載方法は、二段書きとするが、変更前を上段()書きとすること。計上したものを全部止めるときは、上段に()書きとし、新規の場合は上段に(－)書きとする。
4 必要に応じ工事設計書、図面等を添えて提出すること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者 氏 名

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)の
指導監督に係る交付申請書

令和〇〇年度において新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る指導監督交付金を下記のとおり新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱(水道施設整備事業)第8の規定に基づき交付を申請する。

記

事業種別		箇所名	市町村数	事業費	指導監督費 の交付金額	備 考
項	目					
(記載例) 地方創生基盤 整備事業推進 費	新しい地方経済・ 生活環境創生交付 金(水道施設整備 事業)	—	〇〇件	円 1,000,000	円 25,000	

注) 1 指導監督に係る交付申請書の様式は、様式1－4によるものとし、様式1－5による使途内訳表を添付すること。

2 都道府県知事は、交付事務を所管する大臣及び地方支分部局等の長あて交付申請することとし、当該都道府県の区域を管轄する地方支分部局等の長に提出すること。

3 地方支分部局等の長が審査を行ったうえ、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式1－6の補助金交付申請進達書に都道府県知事よりの交付金交付申請書を添え、国土交通大臣に提出すること。

4 該当しない項目については一書きとする。

様式1－5

指導監督交付金使途内訳表

区 分	細 目	金 額	百 分 比	使 途 内 訳
(記載例) 人 件 費		円 5,000,000	% 50.0	
	給 料	2,400,000	24.0	@100,000 円×12 ヶ月×2 人=2,400,000 円
旅 費	旅 費	3,000,000	30.0	上京 30,000 円×7 回×6 人 1 普通旅費 旅費 =1,260,000 円 2 日額旅費
庁 費		2,000,000	20.0	
	賃 金	105,000	10.5	アルバイト @1,400 円×25 日×3 人 =105,000 円
計		10,000,000	100	

注)1 使途内訳は、各費目の内容を基にしてその内訳を詳細に記載すること。

2 指導監督事務費の区分及び内容は「水管理・国土保全局所管国庫補助事業に係る補助金等交付申請について(災害復旧事業に係るものを除く。)。」(令和6年3月 28 日付国水総第 1450 号)別表第2の指導監督事務費の例に準ずること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

地方支分部局等の長

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)の
指導監督に係る交付申請進達書

令和〇〇年度新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る指導監督
交付金について、別紙のとおり交付の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められる
ので、交付決定されたく進達します。

〇〇県
△△県
□□県

番 号
年 月 日

国土交通大臣（地方支分部局等の長） 殿

都道府県知事

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金（水道施設整備事業）交付申請報告書

令和〇〇年度新しい地方経済・生活環境創生交付金（水道施設整備事業）に係る事業の交付金の交付について、次のとおり申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

番号	交付金 事業者	新しい地方経済・生活環境創生交付金（水道施設整備事業）に係る事業の名称			交付金額 （千円）	市町村の 申請番号 年 月 日	事業認可 （計画承認） 年 月 日 施行期間	摘要
		事 業 名		箇所名				
1	（記載例） 〇市長	地方創生基盤 整備事業推進 費	新しい地方経済・生活 環境創生交付金（水道 施設整備事業）	〇〇市	100,000	〇〇年 〇月〇〇日 第〇〇〇号	〇〇年 〇月〇〇日 〇月〇日～ 〇月〇日	

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)交付決定
変更申請書

令和〇〇年度新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る事業に
ついての交付決定の内容等を、次のとおり変更したいので申請します。

番号	事業名 (目細)	箇所名	当初交付 決定年月 日番号	最終交付 決定変更 年月日	今回変更 事項	変更申請の主たる理由
1	(記載例) 新しい地方経済・ 生活環境創生交付 金(水道施設整備 事業)	〇〇市	令 和 〇 年 〇 月 〇 日 第 号	令 和 〇 年 〇 月 〇 日	額	令和〇年〇月〇日内示変更 (本工事費増額)

- 注) 1 交付決定額の変更については、様式3-2、1-3によること。
- 2 「今回変更事項」欄は、変更事項を交付決定額、経費の配分又は内容、完了予定期日の変更を、それぞれ、「額」、「配分」、「内容」、「期日」と記載すること。
- 3 「変更申請の主な理由」は、地区ごとに簡潔に記載すること。
- 4 該当しない項目は一書きとする。

様式3-2

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)交付決定
変更額表

事業主体名 〇〇
(単位:千円)

番号	新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る事業の名称			既交付 決定額	変更 増△減額	改交付 決定額	摘要
	事業名		箇所名				
1	(記載例) 地方創生基盤整備 事業推進費	新しい地方経済・生活環境創 生交付金(水道施設整備事業)	〇〇市	100,000	△5,000	95,000	
	合 計						

注) 1 本表は、交付決定額を変更するもののみについて作成すること。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

都道府県知事

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)交付決定
変更申請報告書

令和〇〇年度新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る事業について、次のとおり交付決定内容等の変更申請があり、内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく報告します。

番号	交付金 事業者	新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る事業の名称			交付 金額 (千円)	変更増△減 額又は内容 変更	改 交 付 決 定 額 (千円)	当初交付決定年月日番号	摘要
		事業名		箇所名					
1	(記載例) 〇市長	地方創生基盤整備事業推進費	新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)	〇〇市	10,000	△1,000	9,000	〇〇年 〇月〇日 〇〇号	

注)1 額の変更を伴わない経費の配分及び内容の変更の場合は、「変更増△減額又は内容変更」欄に「配分、内容」と記入すること。
2 該当しない項目は一書きとする。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

申請者

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)に係る
事業の完了予定期日変更報告書

番 号	事業の名称			交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由 となった事 項	摘要
	事 業 名		箇所名	番 号 年月日	交付金額 (千円)	変更前	変更後	種 別	繰越額		
1	(記載例) 地方創生 基盤整備 事業推進 費	新しい地方 経済・生活環 境創生交付 金(水道施設 整備事業)	〇〇市	令和〇年 〇月〇日 第 号	10,000	令和〇年 〇月〇日	令和〇年 〇月〇日	明許 ・ 事故			

- 注) 1 完了予定期日の変更を報告しようとする交付金事業者は「交付金事業の完了予定期日変更報告書」を第2の申請の手続きに準じて
地方支分部局等の長に提出すること。この場合、所管する都道府県知事の審査を経ること。
- 2 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が交付金事業に要する経費の配分又は交付金事業の内容の変更に伴う場合は、交付金の
交付決定の変更の申請に含めて行うこと。
- 3 該当しない項目は一書きとする。

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者 氏 名

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)交付決定
申請取下書

令和〇年〇月〇日付け 第〇〇〇号をもって交付金の交付決定を受けた令和〇
〇年度地方創生基盤整備事業推進費について、下記のとおり、当該交付決定の全部の申請を
取り下げます。

記

1. 交付金事業等の名称

事業名 (項) 地方創生基盤整備事業推進費
(目) 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金
(目の細分) 新しい地方経済・生活環境創生基盤整備交付金

箇所名 〇〇市

2. 交付金交付決定額 〇〇〇, 〇〇〇円

3. 交付金交付決定申請取下理由
(具体的かつ詳細に記載すること。)

様式7

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業) 遂行状況報告

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

申 請 者

令和〇年〇月〇日付け第 号で交付決定の通知があった新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)について、〇月〇日現在の遂行状況を新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)交付要綱第 11 の規定により下記のとおり報告する。

記

(単位：千円)

計画の名称	箇所名	区分	単年度計画		交付金		出来高予定			摘要
			事業費	交付金	収入済額	支出済額	事業費	交付額	調整額	
(記載例) 〇〇計画	〇〇市	工事費	1,000	500	300	300	800	500	0	
		事務費	10	5	3	3	10	5	0	
		計	1,010	505	303	303	810	505	0	
		工事費								
		事務費								
		計								
	計	工事費	1,000	500	300	300	800	500	0	
		事務費	10	5	3	3	10	5	0	
		計	1,010	505	303	303	810	505	0	

様式8

令和〇〇年度 新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)
交付決定前着手届

番 号
年 月 日

国土交通大臣(地方支分部局等の長) 殿

氏 名

新しい地方経済・生活環境創生交付金(水道施設整備事業)交付要領第7の規定により、別紙事業について、下記条件を了承の上、交付金交付決定前着手したいので、届け出ます。

記

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別紙

- 1 事業の名称
- 2 施設の種類
- 3 事業実施箇所(市町村名、箇所名)
- 4 当該年度の事業内容、事業費、国費
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由